

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第170号
平成28年10月14日
警察庁交通局運転免許課長

原付講習の運用に関する細目について（通達）

原付講習の運用に関する細目については、「原付講習の運用に関する細目について」（平成24年1月20日付け警察庁丁運発第14号）により定められているところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 講習指導員の要件

講習指導員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- (6) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。
- (7) その他人格、識見ともに優れ、原付講習指導員としてふさわしい者であること。

2 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識と技能の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図ること。

3 講習の委託

(1) 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

ア 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者を充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができること。

カ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置をとること。

4 講習実施上の留意事項

(1) 講習場所の拡大

次のいずれかに該当する場合には、原付講習の実施場所を拡大するよう努めること。

ア 運転免許試験場・センターで講習を実施していない場合

イ 運転免許試験場・センター以外の場所で講習を実施していない場合

ウ 現在講習を実施している場所まで公共の交通機関を利用して片道おおむね2時間以上を要する地域がある場合

(2) 講習委託機関との緊密な連携と指導監督の強化

原付講習の実施場所の拡大に当たっては、講習が適正な水準で行われるよう講習委託先との緊密な連携及び指導監督の強化を図るとともに、講習委託費の支出についても十分配慮すること。

(3) 広報活動の推進

原付講習の実施場所を拡大した場合には、各種広報媒体を活用して積極的な広報に努めること。